

受動喫煙を防ぐため、 新たなルールが始まります



改正健康増進法

平成30年7月に、「健康増進法の一部を改正する法律」が公布されました。

改正健康増進法のポイント(令和2年4月1日から)

- (1) 多くの施設において、屋内が原則禁煙になります
 (※一部施設については、7月1日から適用)
- (2) 20歳未満の人は、喫煙エリアへの立ち入りが禁止されます
- (3) 屋内での喫煙には、喫煙室の設置が必要になります
- (4) 喫煙室には、標識の掲示が義務付けられます

東京都受動喫煙防止条例

平成30年7月に公布された「東京都受動喫煙防止条例」では、特に健康影響を受けやすい20歳未満の子どもや、受動喫煙を防ぎにくい立場である飲食店等の従業員を受動喫煙から守るため、改正健康増進法に加えて、次のことが独自に定められています。

9月1日から

- 保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校等は、屋外を含めて禁煙
- 飲食店は、禁煙の場合もその旨を店頭に表示

令和2年4月1日から

- 従業員がいる飲食店は、原則、屋内禁煙(喫煙室の設置は可)

施設ごとの規制内容

敷地内禁煙

- 対象施設
 学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎等
- 規制内容
 敷地内禁煙(7月1日から屋内全面禁煙)。

※保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校等では、9月1日から、屋外に喫煙場所を設置しないよう努めなければなりません(屋内外全面禁煙)。



原則、屋内禁煙

- 対象施設
 敷地内禁煙が定められている施設以外の、多くの人が利用する施設(飲食店、事務所、ホテル等)
- 規制内容
 原則、屋内禁煙(喫煙室設置可)。

※飲食店では、9月1日から、店内の喫煙状況(禁煙、喫煙席あり等)を示す店頭表示が義務付けられます。



全面施行に向けたスケジュール

改正健康増進法、東京都受動喫煙防止条例は、令和2年4月からの全面施行に向けて、段階的に施行されます。

令和元年 7月1日～

学校、病院、児童福祉施設、行政機関等の敷地内禁煙

令和元年 9月1日～

- (1) 保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校等の屋外を含む敷地内禁煙
- (2) 飲食店の喫煙状況の店頭表示義務化

令和2年 4月1日～

改正健康増進法、東京都受動喫煙防止条例の全面施行

受動喫煙防止対策に関する相談窓口を開設しました

区民や区内事業者、飲食店からの相談や問い合わせに応じ、受動喫煙防止対策の適切な実施や環境整備を支援します。

- 受付時間 月～金曜 午前8時30分～午後5時15分
 (祝日、12月29日～1月3日を除く)
- 受付場所 みなと保健所4階
- 電話番号 ☎6400-9977

6月21日から
 新規開設

問い合わせ

健康推進課健康づくり係
 ☎6400-0083

管理権原者等の主な責務

管理権原者(※1)・管理者(※2)には受動喫煙を防止するための責務があります。

1 喫煙器具・設備の撤去

喫煙が禁止されている場所に、喫煙をするための器具(灰皿等)や設備を設置してはなりません。

2 喫煙者への喫煙の中止等の依頼

喫煙が禁止されている場所で喫煙をしている人に対して、喫煙をやめるよう、またその場所から退出を求めるよう努めなければなりません。

3 標識の掲示

施設内に喫煙することができる場所がある場合は、施設の主な出入り口の見やすい所に、喫煙することができる場所がある旨を表示しなければなりません。また、飲食店は、9月1日から店内禁煙の場合も、その旨を表示しなければなりません。



4 喫煙エリアへの未成年者の立入禁止

20歳未満の人を喫煙エリアに立ち入らせてはいけません。20歳未満の従業員を当該エリアに立ち入らせて業務をさせることも認められません。

違反した場合

保健所による指導・助言、勧告・公表・命令、立入検査の他、過料の対象となる場合があります。

立入検査では、受動喫煙を防止するための取り組みをどのように実施しているか報告を求めることや、職員が施設に立ち入り、取り組みの実施状況や帳簿等进行检查すること等が想定されます。

※1 管理権原者とは

施設の所有者等で、その施設の設備改修等を適法に行うことができる権原を持つ人

※2 管理者とは

管理権原者とは別に、事実上現場の管理を行っている人

受動喫煙による健康への影響

たばこの煙には、喫煙者が吸い込む「主流煙」と、喫煙者が排出した呼気に混じる「呼出煙」、燃えているたばこから生じる「副流煙」があります。副流煙には、発がん性物質やニコチン、一酸化炭素等の有害物質が主流煙よりも数倍多く含まれています。

喫煙者の吸うたばこから発生した煙(呼出煙・副流煙)にさらされる受動喫煙は、肺がんや脳卒中、虚血性心疾患、乳幼児突然死症候群等、さまざまな病気との関連が明らかです。

自らの意志で受動喫煙を避けることができない子どもや、飲食店等の従業員の健康を守るためには、受動喫煙を防止する環境づくりが必要です。



加熱式たばこも、たばこです

たばこ葉やたばこ葉を用いた加工品を、専用の機器で加熱してニコチンを吸引するものを加熱式たばこといいます。加熱式たばこから生じるエアロゾル(空气中に浮遊して存在する液体や固体の粒子)は周囲に拡散するため、受動喫煙による健康への影響についても注意が必要です。



区の取り組み

6月21日から受動喫煙防止対策に関する相談窓口を新たに設置しました

区では、改正法や都条例の内容に関して、区民や区内事業者、飲食店等からの問い合わせや相談に、窓口や電話等で対応します。

喫煙専用室等専門アドバイザーによる相談等は東京都の相談窓口へご連絡ください。

受付時間 月～金曜 午前8時30分～午後5時15分(祝日、12月29日～1月3日を除く)

専用電話 ☎6400-9977

禁煙に取り組む人を応援します

区では、禁煙を支援する次の取り組みを実施しています。禁煙に挑戦するきっかけづくりにお役立てください。

子育て・働き盛り世代の禁煙外来治療費助成 子どもへの受動喫煙防止を目的として、子育て中の働き盛り世代に対し、保険適用による禁煙外来治療費の一部を助成します(助成金額の上限:1万円)。

港区禁煙支援薬局 区内の禁煙支援薬局では、薬剤師による相談を無料で受けられます(禁煙補助剤の購入は実費)。

禁煙相談 みなと保健所では、禁煙に関する相談を実施しています。肺年齢測定、一酸化炭素濃度測定も行っています(予約制、原則第2水曜午前)。

※詳しくは、港区ホームページをご覧ください。

みなとタバコルール

～区内で暮らす人や働く人、訪れる人等全ての人を守るべきルールです～

区内全域の道路・公園・児童遊園等屋外の公共の場所では、次のことを守りましょう。

- (1) たばこの吸い殻のポイ捨ての禁止
- (2) 喫煙の禁止(指定喫煙場所を除く)
- (3) 私有地で喫煙する場合も、屋外の公共の場にいる人にたばこの煙を吸わせることがないように配慮

※みなとタバコルールは、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」(平成26年7月1日施行)で定められています。

東京都の受動喫煙防止対策

受動喫煙防止対策相談窓口

受動喫煙防止対策や、改正法・都条例に関する問い合わせへの対応、喫煙専用室等専門アドバイザーによる相談等を実施しています。 ☎0570-069690

東京都子どもを受動喫煙から守る条例

(平成30年4月1日施行)

子どもを受動喫煙から守るため、喫煙をしようとする人は、家庭内の子どもの同室の空間や子どもが同乗する自動車等で喫煙をしないように努めることが定められています。

問い合わせ

○記事の全般について 健康推進課健康づくり係

☎6400-0083

○みなとタバコルール、屋内喫煙所設置費等助成制度、指定喫煙場所について 環境課環境政策係

☎3578-2487